第20回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和7年2月26日 (水曜日)

第20回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和7年2月26日(水)

1. 招集場所 鶴居村総合センター 第1研修室

1. 開 会 午前10時00分

1. 招集委員 次のとおりである。

1番	水本梨佳	2番	増田慶一	3番	瀧澤一成	4番	塩越克哉
5番	齊藤 滋	6番	東 隆行	7番	熊谷郁子	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1番	欠席	2番	増田慶一	3番	瀧澤一成	4番	塩越克哉
5番	齊藤 滋	6番	東 隆行	7番	熊谷郁子	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中8名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

2番 増田慶一 3番 瀧澤一成

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

2月26日 1日限り

事務局 第20回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の出席委員は8名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告

いたします。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。

議 長 皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の総会には、報告1件、議案4件を提案させていただいております。それでは慎重なご審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げ、ただちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、2番 増田委員、3番 瀧澤委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

議 長 | 異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。

それでは、これより議案の審議に入ります。

日程第3 会務報告を議題とし、事務局より報告を求めます。

事 務 局 川端事務局長より報告

(会務報告あるも省略)

議 長 会務報告に対する質疑はございませんか。

委 員 − 同 | (なしの声)

議 長|以上で会務報告を終わります。

日程第4 報告第12号 農地等の賃貸借の合意解約についての件を議題と 致します。事務局より報告を求めます。 事 報告第12号 農地等の賃貸借の合意解約について 務 局

農地法第18条第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知があったので報告

する。令和7年2月26日提出鶴居村農業委員会会長。

賃貸人〇〇、賃借人〇〇、契約期間:平成27年7月1日から令和7年6月3 0日までの使用貸借契約でありましたが、令和7年2月21日に合意解約をし た旨の通知書の提出がございました。

所在:〇〇、台帳地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積〇〇、他〇〇筆、合計〇 ○筆、面積○○、賃借人の要望による合意解約であります。

(地図を元に説明)

以上で事務局の報告を終わります。

議 長|ただいまの説明について何か質疑はございませんか。

員「子から親に戻すということか。 委 東

事 務 子が事情により営農できなくなり、親が営農しているため、使用貸借契約を 局 合意解約した。また、一部の農地について別の農家に賃貸する予定である。

長 議 |他に質疑はございませんか。

委 員 一 同 (なしの声)

議 質疑なしと認め、報告第12号は、報告済みといたします。

> 日程第5 議案第42号 現況証明の交付申請についての件を議題と致しま す。事務局より内容の説明を求めます。

事 議案第42号 次のとおり、現況証明願があったので審議を求める。令和7年 務 局 2月26日提出鶴居村農業委員会会長。

> 申請番号1、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積〇〇、合 計〇〇筆、面積〇〇、利用状況:〇〇、所有者:〇〇、申請人:〇〇。

以上で事務局の説明を終わります。

(地図を元に説明)

議 長一ただいまの説明について何か質疑はございませんか。 増 田 委 員 売払い予定なのか。

事 務 局 売買にあたり登記簿地目が〇〇であり登記できない状況である。利用状況 は 1989 年から〇〇を行っており、農地外の証明を受けるための現況証明願 である。

議 長|他に質疑はございませんか。

委員 一 同 (なしの声)

議 長 それでは、私の方から現況調査委員を指名することにご異議ありませんか。

委員 一同 (異議なしの声)

議 長 申請番号1について、増田委員・瀧澤委員・塩越委員を指名致します。 おはかり致します。この3名に決定することに対し、ご異議ありませんか。

委員一同(異議なしの声)

議 長|異議なしと認めこの3名に決定いたします。

日程第6 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請についての件 を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局 議案第43号 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の (1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和7年2月26日提 出鶴居村農業委員会会長。

申請番号1、所在:〇〇、登記簿地目:〇〇、現況地目:〇〇、面積:〇〇、合計〇〇筆、面積:〇〇、貸主:〇〇、借主:〇〇、申請事由:〇〇で、期間は許可日から〇〇年となっております。

(地図を元に説明)

以上で事務局の説明を終わります。

議長│ただいまの説明について何か質疑はございませんか。

委 員 一 同 (なしの声)

議 長|質疑なしと認めます。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

議長|異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第7 議案第44号 農地等の利用集積計画の決定についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局

議案第44号 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。 基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和7年2月26日提出鶴居村農業委員会会長。

賃貸権設定について

申請番号1、所在〇〇、登記簿地目〇〇、現況地目〇〇、面積〇〇、他〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇、継続案件で㎡あたり3.0円。

(地図を元に説明)

申請番号2、所在〇〇、登記簿地目〇〇、現況地目〇〇、面積〇〇、他〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇、貸付人〇〇、借受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇、新規案件で㎡あたり3.0円。

(地図を元に説明)

以上で事務局の説明を終わります。

議長|ただいまの説明について何か質疑はございませんか。

委 員 一 同 (なしの声)

議 長|質疑なしと認めます。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

委員一同(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。

日程第8 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域農業経営基盤強化促進計画案の意見照会についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。

事 務 局 (事務局より地域計画案を順次説明)

以上で事務局の説明を終わります。

議長しただいまの説明について何か質疑はございませんか。

手 塚 委 員 | 「4 地域内の農業を担う者の一覧」は、意向調査を集約したものなのか。

事 務 局 意向調査を集約したものです。

手 塚 委 員 4月からの農地の権利移動は、この計画に基づく、「農用地利用集積等促進計画」になるのか。

事務局 4月からは、これまでの「農用地利用集積計画」から、この計画に基づく「農用地利用集積等促進計画」に移行します。事務的に従来と異なるのは、促進計画は、農地中間管理機構である農業公社を経由する手続きがあるところです。

議 長|他に質疑はございませんか。

委 員 一 同 (なしの声)

議 長|質疑なしと認めます。

おはかり致します。

本案は、原案のとおり決することにご異議はございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

=*	_	
議	長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
		以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。
		これをもって、第20回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。
		以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前 10 時 50 分)
		令和 7 年 2 月 26 日